別記第３の２

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　の統括（防火・防災）管理者

の選任に係る委任状況について

乙は、乙の（所有・占有・管理・（　　　　　））する伊丹市

　　　　　　　　　　に存する

の統括（防火・防災）管理者の選任又は解任に関する全てを、甲に委任するもの。

　乙は、消防法施行規則（第３条の３・第５１条の１１において読み替えて準用する第３条の３）

に定めるところにより、甲の選任する統括（防火・防災）管理者に対し、乙に存する権限のうち、

当該（防火対象物・建築物その他の工作物）の全体についての（防火・防災）管理上必要な業務

を遂行するために必要な権限を付与するとともに、当該選任統括（防火・防災）管理者に対し、当

該（防火対象物・建築物その他の工作物）の全体についての（防火・防災）管理上必要な業務の

内容、及び当該（防火対象物・建築物その他の工作物）の位置、構造及び設備の状況その他当該

（防火対象物・建築物その他の工作物）の全体についての（防火・防災）管理上必要な事項につ

いての説明を行うものとする。

　甲は、当該（防火対象物・建築物その他の工作物）の統括（防火・防災）管理者を選任するとき

は、その者に上記の乙による説明を受けさせるとともに、これらについて知識を有する者から、統

括（防火・防災）管理者を選任するものとする。

乙は、甲の選任した統括（防火・防災）管理者の作成する当該（防火対象物・建築物その他の工

作物）の全体についての（防火・防災）管理に係る消防計画を確認し、消防法（第８条第１項・第

３６条第１項において読み替えて準用する第８条第１項）の規定により選任する（防火・防災）管

理者の作成する（防火・防災）管理に係る消防計画の内容を適合させるものとする。

　甲は、選任する統括（防火・防災）管理者が、当該（防火対象物・建築物その他の工作物）の全

体についての（防火・防災）管理に係る消防計画を作成する際は、乙の確認を受けさせるものとす

る。

甲（受任管理権原者）　　　　　　　　　　　　　 乙（委任管理権原者）

占有部分名称

（　　　　　　　　　　　　　　　　　）

※該当しない箇所は消して使用すること。